

令和7年（2025年）4月16日付け札幌市告示第1661号の内容に係る訂正について、下記のとおり告示する。

令和7年（2025年）4月24日

札幌市長 秋元 克広



記

1 訂正する内容

令和7年札幌市告示第1661号別表の工事番号「25(土)第0095号」工事名「道道西野白石線（平岸4条1号線～国道453号間）舗装路面改良工事」に係る設計図書の一部を下記のとおり訂正し、入札日等を別表のとおり変更する。

2 設計図書の訂正箇所

別紙のとおり

3 担当部局

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係

電話011-211-2442

0	調達案件番号	2502009511	
1	工事（業務）番号	25（土）第 0095 号	
2	工事（業務）概要	工事（業務）名	道道西野白石線（平岸4条1号線～国道453号間）舗装路面改良工事
		工事（履行）場所	札幌市豊平区平岸3条13丁目ほか
		工事（業務）内容	工事延長280m 道路幅員 20.0～26.0m（車道13.0～17.0m+歩道3.5～4.5m×2） 施工幅員 13.0～17.0m 路面切削工4,300m ² 車道舗装工（t=4cm）4,300m ² 縁石工 一式 排水構造物修正工 一式
		工期（履行期間）	この工事は、「余裕期間制度（フレックス方式）」による工事である。※詳細は、「16.注意事項」を参照すること。
3	入札書比較価格 （予定価格×100/110）	事後公表	
6	入札参加資格の 申請及び審査	審査方式	事後審査方式（入札参加資格の確認は落札を保留して行う。）
		申請書等提出期限（日）	開札日の翌日まで（審査順1位の落札候補者のみ）
		落札結果通知予定日	令和7年05月21日
10	設計図書に対する質問	提出方法	電子入札システムにより提出すること。なお、質問事項は、説明要求内容欄にできるだけ直接入力することとし、同欄には質問者の名称等は入力しないこと。
		提出先及び期限	契約担当部局（告示文第1）へ、この告示の日から入札開始日の3日前までに提出すること。ただし、開札日が令和7年05月14日の場合は令和7年04月30日までに提出すること。（土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、08時00分から20時00分まで。）
		その他	質問者に対しては、電子入札システムにより回答する。質問に対する回答書は、開札日の前日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、09時00分から17時00分まで、札幌市役所本庁舎14階財政局閲覧室において閲覧に供する。また、電子入札システムの運用時間においては、電子入札システムにおいても閲覧することができる。
11	入札及び開札の日 時・場所等	電子入札案件区分	電子入札
		入札期間（年月日）	令和7年05月12日（08時00分～20時00分） 令和7年05月13日（08時00分～17時00分）
		開札予定日時	令和7年05月14日 09時30分
		場所	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎14階財政局入札室
		提出方法	電子入札システムによること。
16	注意事項	<p>※告示文及び入札説明書を参照すること。</p> <p>※落札候補者（審査順が1位の者）は申請書類等を指定する期日（6申請書類等提出期限）までに契約管理課あて提出（または本庁舎14階財政局閲覧室に投函）しなければならない。</p> <p>※落札候補者（審査順が1位の者）は、申請書類等と併せて以下の書類を提出しなければならない（「消費税及び地方消費税免税事業者申出書」は免税事業者である者のみが提出）。</p> <p>工事一直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写、消費税及び地方消費税免税事業者申出書 業務－消費税及び地方消費税免税事業者申出書</p> <p>※本工事は週休2日による施工の対象工事である。詳細は特記仕様書を参照すること。</p> <p>※本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である（本工事における余裕期間の取扱いについては、特記仕様書を確認すること。）。</p> <p>工期は契約締結期限日から「令和7年11月21日」までの期間内で、落札者が申し出た期間とする。</p> <p>本工事の契約保証期間は、契約締結日からしゅん功日までを含む期間を対象とする保証とする。</p> <p>※本工事は建設キャリアアップシステム（CCUS）活用試行工事であり、活用状況によって工事成績点に加点を行う。詳細は特記仕様書及び「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事試行要領」を参照すること。</p>	
17	施行担当課及び 電話番号	施行担当課	（建）土木部工事課
		電話番号	011-211-2618

特記仕様書（共通事項）

共 01. 工期設定について

本工事は札幌市余裕期間制度（フレックス方式）による工事である。

積算上の通常工期：令和7年5月19日から令和7年9月25日まで

なお、本工事の工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に下記の事項を見込んでいる。

① 準備期間	40 日間
② 後片付け期間	20 日間
③ 雨休率 (実働日数に休日と悪天候により作業ができない日数を見込むための係数)	0.7

共 02. 中間技術検査について

中間技術検査の実施の有無及び実施の場合の詳細については、工事監督員の指示によるものとする。

共 03. 工事安全管理現場委員会について

- 1) 本工事の施工に当たり、安全管理を図る目的で発注者と受注者が相互に協力し、工事安全管理現場委員会（以下「現場委員会」という。）を設置するものとする。また、施工計画書には別記「現場委員会設置例」を参考に「工事安全管理現場委員会組織図」を添付すること。
- 2) 現場委員会における必須事項は次のとおりとする。
 - i) 工事着手時に施工計画書に基づき、工事の安全管理について協議を行う。
 - ii) 工事着手時は特に次の事項に留意して工事の安全対策を行う。
 - a) 工事現場内の整理、整頓に関する確認
 - b) 作業従事者及び使用機器類の保安の確認
 - c) 工事現場周辺の歩行者の安全対策及び仮設通路の確保
 - d) 工事現場内外に搬出する車両等による災害防止対策
 - e) 土砂等の崩壊事故の防止対策
 - f) 仮設構造物の安全確認
 - g) 地下埋設物の確認及び事故防止対策
 - h) 架空線又は高圧線の保全の確認
 - i) 緊急事態発生時の体制と対策
 - iii) 工事期間中において、上記の事項について安全対策を実施し、その評価を適宜行う。
 - iv) 安全パトロールにおいて、「改善」と評価された場合は、改善策についての会議を行う。その他の評価工事についても、さらなる安全の確保のため、会議を適宜行う。
 - v) その他の必要事項については、それぞれの現場で検討する。

共 04. 工事看板等の保守について

本工事の施工に当たり設置した工事看板等については、泥はね等の汚損や着雪などにより視認性が低下しないよう、適切に保守点検を行うこと。

共 05. 札幌市生活環境の確保に関する条例について

本工事において、下記に該当する作業を行う場合は『札幌市生活環境の確保に関する条例』（以下「条例」という。）に基づく規制や手続きが適用されるので留意すること。

- 1) 工事現場の土場において、次の作業を3か月以上行う場合は、指定作業として条例第68条により敷地境界における騒音の基準が適用されるため、本工事において土場を使用する場合は、近隣の生活環境へ配慮した場所の選定及び指定作業に関する規制基準を遵守すること。

特記仕様書（共通事項）

共 01. 工期設定について

本工事は札幌市余裕期間制度（フレックス方式）による工事である。

積算上の通常工期：令和7年5月26日から令和7年10月2日まで

なお、本工事の工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に下記の事項を見込んでいる。

① 準備期間	40 日間
② 後片付け期間	20 日間
③ 雨休率 (実働日数に休日と悪天候により作業ができない日数を見込むための係数)	0.7

共 02. 中間技術検査について

中間技術検査の実施の有無及び実施の場合の詳細については、工事監督員の指示によるものとする。

共 03. 工事安全管理現場委員会について

- 1) 本工事の施工に当たり、安全管理を図る目的で発注者と受注者が相互に協力し、工事安全管理現場委員会（以下「現場委員会」という。）を設置するものとする。また、施工計画書には別記「現場委員会設置例」を参考に「工事安全管理現場委員会組織図」を添付すること。
- 2) 現場委員会における必須事項は次のとおりとする。
 - i) 工事着手時に施工計画書に基づき、工事の安全管理について協議を行う。
 - ii) 工事着手時は特に次の事項に留意して工事の安全対策を行う。
 - a) 工事現場内の整理、整頓に関する確認
 - b) 作業従事者及び使用機器類の保安の確認
 - c) 工事現場周辺の歩行者の安全対策及び仮設通路の確保
 - d) 工事現場内外に搬出する車両等による災害防止対策
 - e) 土砂等の崩壊事故の防止対策
 - f) 仮設構造物の安全確認
 - g) 地下埋設物の確認及び事故防止対策
 - h) 架空線又は高圧線の保全の確認
 - i) 緊急事態発生時の体制と対策
 - iii) 工事期間中において、上記の事項について安全対策を実施し、その評価を適宜行う。
 - iv) 安全パトロールにおいて、「改善」と評価された場合は、改善策についての会議を行う。その他の評価工事についても、さらなる安全の確保のため、会議を適宜行う。
 - v) その他の必要事項については、それぞれの現場で検討する。

共 04. 工事看板等の保守について

本工事の施工に当たり設置した工事看板等については、泥はね等の汚損や着雪などにより視認性が低下しないよう、適切に保守点検を行うこと。

共 05. 札幌市生活環境の確保に関する条例について

本工事において、下記に該当する作業を行う場合は『札幌市生活環境の確保に関する条例』（以下「条例」という。）に基づく規制や手続きが適用されるので留意すること。

- 1) 工事現場の土場において、次の作業を3か月以上行う場合は、指定作業として条例第68条により敷地境界における騒音の基準が適用されるため、本工事において土場を使用する場合は、近隣の生活環境へ配慮した場所の選定及び指定作業に関する規制基準を遵守すること。

特記仕様書（その他）

他 01. 適用制度等について

本工事は、下記の制度及び試行等の対象工事である。

【札幌市余裕期間制度（フレックス方式）試行工事】

- 1) 本工事は、「札幌市余裕期間制度（フレックス方式）」の適用工事である。
- 2) 主任技術者等の専任期間について
 - i) 契約締結日から工事開始日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
 - ii) 工事開始日から現場着手日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での選任を要しない。
- 3) 工期について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と通常工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事しゅん功期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式「工期申出書」により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事開始日までの余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

【全体工期】

「契約締結期限日」から「令和7年11月14日」まで

【積算上の通常工期】

「令和7年5月19日」から「令和7年9月25日」まで

※契約締結期限日とは、告示別表「13 契約締結に関する事項」に示す契約締結期限日のことをいう。

4) 経費の負担について

本工事は、工事開始日を令和7年5月19日と設定し、工期の設定及び積算を行っている。受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。実工期を決定する際は、その点に十分に留意すること。

ただし、着手後に受注者の責に帰さない事由により必要となる経費については、協議の上、設計変更できるものとする。

5) コリンズへの登録について

技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

【工事現場の遠隔臨場に関する試行工事（受注者希望型）】

- 1) 本工事は、契約後、受注者が希望する場合に「工事現場の遠隔臨場に関する試行工事（以下、「遠隔臨場試行工事」という。）」の対象工事として、遠隔臨場を試行的に行うことができる。受注者における段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化や発注者（工事監督員）における現場臨場の削減による効率的な時間の活用等を目指し、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を使用して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。なお、遠隔臨場試行工事は、『工事現場の遠隔臨場に関する試行要領』の内容に従い実施する。

特記仕様書（その他）

他 01. 適用制度等について

本工事は、下記の制度及び試行等の対象工事である。

【札幌市余裕期間制度（フレックス方式）試行工事】

- 1) 本工事は、「札幌市余裕期間制度（フレックス方式）」の適用工事である。
- 2) 主任技術者等の専任期間について
 - i) 契約締結日から工事開始日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
 - ii) 工事開始日から現場着手日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での選任を要しない。
- 3) 工期について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と通常工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事しゅん功期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式「工期申出書」により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事開始日までの余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

【全体工期】

「契約締結期限日」から「令和7年11月21日」まで

【積算上の通常工期】

「令和7年5月26日」から「令和7年10月2日」まで

※契約締結期限日とは、告示別表「13 契約締結に関する事項」に示す契約締結期限日のことをいう。

4) 経費の負担について

本工事は、工事開始日を令和7年5月26日と設定し、工期の設定及び積算を行っている。受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。実工期を決定する際は、その点に十分に留意すること。

ただし、着手後に受注者の責に帰さない事由により必要となる経費については、協議の上、設計変更できるものとする。

5) コリンズへの登録について

技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

【工事現場の遠隔臨場に関する試行工事（受注者希望型）】

- 1) 本工事は、契約後、受注者が希望する場合に「工事現場の遠隔臨場に関する試行工事（以下、「遠隔臨場試行工事」という。）」の対象工事として、遠隔臨場を試行的に行うことができる。受注者における段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化や発注者（工事監督員）における現場臨場の削減による効率的な時間の活用等を目指し、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を使用して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。なお、遠隔臨場試行工事は、『工事現場の遠隔臨場に関する試行要領』の内容に従い実施する。

設計総括表（金抜き）

工事番号	工事名	道道西野白石線(平岸4条1号線～国道453号間)舗装路面改良工事	当 初	事業区分	共通仮設費		摘要
				工事区分	共通仮設費		
工事区分・工種・種別			単位	数量	数量増減		
	共通仮設費（率計上）	工種区分：舗装工事 施工地域区分：市街地（D I D補正）（1）－1	式	1			
	純工事費		式	1			
	現場管理費	率の冬期補正：適用なし 施工地域区分：市街地（D I D補正）（1）－1	式	1			
	工事原価		式	1			
	一般管理費等	前払金支出割合：保証なし又は35%超 契約保証補正：発注者が金銭的保証を必要とする場合	式	1			
	工事価格		式	1			
	消費税等相当額		式	1			
	工事費計		式	1			

設計総括表（金抜き）

工事番号	工事名	道道西野白石線(平岸4条1号線～国道453号間)舗装路面改良工事	当 初		事業区分	共通仮設費
					工事区分	共通仮設費
工事区分・工種・種別			単 位	数 量	数 量 増 減	摘 要
	共通仮設費（率計上）					
	工種区分：舗装工事		式	1		
	施工地域区分：大都市（2）					
	純工事費		式	1		
	現場管理費					
	率の冬期補正：適用なし		式	1		
	施工地域区分：大都市（2）					
	工事原価		式	1		
	一般管理費等					
	前払金支出割合：保証なし又は35%超		式	1		
	契約保証補正：発注者が金銭的保証を必要とする場合					
	工事価格		式	1		
	消費税等相当額		式	1		
	工事費計		式	1		

単-25号

1次単価表（金抜き）

単価適用年月	2025. 3
歩掛適用年月	2025. 3
労務調整-超過-規制	1.500-00800001000

インターロッキングブロック撤去	再設置	単位	m2	数量	1
名称	規格	単位	数量	摘要	
インターロッキングブロック撤去	撤去及び再設置 直線配置 ブロック厚 6cm 砂（クッション用） 3mm 100m2未満 無 有	m 2	1	単- 46号	
計					
単価				円/m2	

単-26号

単価適用年月	2025. 3
歩掛適用年月	2025. 3
労務調整-超過-規制	1.500-00800001000

歩車道境界ブロック撤去	処分	単位	m	数量	1
名称	規格	単位	数量	摘要	
歩車道境界ブロック撤去	処分	m	1		
計					
単価				円/m	

単-25号

1次単価表（金抜き）

単価適用年月	2025. 3
歩掛適用年月	2025. 3
労務調整-超過-規制	1.500-00800001000

インターロッキングブロック撤去	再設置	単位	m2	数量	1
名称	規格	単位	数量	摘要	
インターロッキングブロック撤去	撤去及び再設置 直線配置 ブロック厚 6cm 砂（クッション用） 30mm 100m2未満 無 有	m 2	1	単- 46号	
計					
単価				円/m2	

単-26号

単価適用年月	2025. 3
歩掛適用年月	2025. 3
労務調整-超過-規制	1.500-00800001000

歩車道境界ブロック撤去	処分	単位	m	数量	1
名称	規格	単位	数量	摘要	
歩車道境界ブロック撤去	処分	m	1		
計					
単価				円/m	